

地方公務員法改正に伴う人事評価制度の施行に向けた 準備状況調査

地方公務員における人事評価の実施を制度化した改正地方公務員法(平成26年法律第34号)が成立、公布され、平成28年4月からの施行を念頭に各地方公共団体において準備が進められているところであり、首長部局における準備状況を調査し、その回答を取りまとめたもの。

○調査時点:平成27年1月1日現在

○調査対象:首長部局の職員

団体区分別の人事評価制度の導入状況

(単位:団体数。各割合は「団体数」に占める割合。)

	団体数	導入済 (A)	うち目標管理型の人事評価を導入済	未導入団体における状況						(参考) (A)+(D)
				試行を実施済又は実施中	試行を平成26~27年度中に開始予定	本格実施予定時期				
						平成27年度中 (B)	平成28年度中 (C)	小計 (B)+(C) (D)	未定	
都道府県	47	46 (97.9%)	40 (85.1%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)
指定都市	20	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)
市区町村	1,721	901 (52.4%)	667 (38.8%)	182 (10.6%)	408 (23.7%)	32 (1.9%)	628 (36.5%)	660 (38.3%)	160 (9.3%)	1,561 (90.7%)
合計	1,788	967 (54.1%)	727 (40.7%)	182 (10.2%)	409 (22.9%)	32 (1.8%)	629 (35.2%)	661 (37.0%)	160 (8.9%)	1,628 (91.1%)

1. この調査の「人事評価」とは、改正地方公務員法第6条で定義されているものをいう。

【改正地方公務員法】(抄)

第6条 (略) 人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評定をいう。) (略)

2. 「導入済」には、一部の階層や職種等での導入を含む。

3. 「試行」とは、職員が人事評価を実際に行って評価の流れを把握することや、制度に見直す点があれば修正することなどを目的に、本格実施を前に試験的に行うことをいう。

4. 「本格実施予定時期」欄の「平成28年度」には、「改正地方公務員法附則第3条の規定に基づく経過措置終了後」の本格実施予定の団体を含む。

【改正地方公務員法】(抄)

附則第3条 第1条の規定による改正前の地方公務員法(略)第40条第1項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して1年を経過する日までの間は、第1条による改正後の法第三章第三節の規定にかかわらず、任命権者は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

団体区分別の準備状況

(単位:団体数。各割合は「団体数」に占める割合。)

	団体数	人事評価制度に関する規程等 (注1)				標準職務遂行能力 (注2)				人事評価記録書 (注3)			
		整備済	平成26～ 27年度中	小計	未定	整備済	平成26～ 27年度中	小計	未定	整備済	平成26～ 27年度中	小計	未定
都道府県	47	33 (70.2%)	13 (27.7%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	13 (27.7%)	23 (48.9%)	36 (76.6%)	11 (23.4%)	33 (70.2%)	13 (27.7%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)
指定都市	20	16 (80.0%)	2 (10.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	13 (65.0%)	7 (35.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721	581 (33.8%)	763 (44.3%)	1,344 (78.1%)	377 (21.9%)	477 (27.7%)	742 (43.1%)	1,219 (70.8%)	502 (29.2%)	710 (41.3%)	670 (38.9%)	1,380 (80.2%)	341 (19.8%)
合計	1,788	630 (35.2%)	778 (43.5%)	1,408 (78.7%)	380 (21.3%)	496 (27.7%)	772 (43.2%)	1,268 (70.9%)	520 (29.1%)	762 (42.6%)	683 (38.2%)	1,445 (80.8%)	343 (19.2%)

	団体数	評価者研修 (注4)				被評価者への説明 (注5)			
		実施済	平成26～ 27年度中	小計	未定	実施済	平成26～ 27年度中	小計	未定
都道府県	47	38 (80.9%)	9 (19.1%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	34 (72.3%)	8 (17.0%)	42 (89.4%)	5 (10.6%)
指定都市	20	19 (95.0%)	1 (5.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	1 (5.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)
市区町村	1,721	787 (45.7%)	658 (38.2%)	1,445 (84.0%)	276 (16.0%)	669 (38.9%)	695 (40.4%)	1,364 (79.3%)	357 (20.7%)
合計	1,788	844 (47.2%)	668 (37.4%)	1,512 (84.6%)	276 (15.4%)	720 (40.3%)	704 (39.4%)	1,424 (79.6%)	364 (20.4%)

(注)

1. 「人事評価制度に関する規程等」とは、人事評価の基準及び方法などを定めたものをいう。
2. 「標準職務遂行能力」とは、改正地方公務員法第15条の2第1項第5号で「職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるもの」と定義されているものをいう。
3. 「人事評価記録書」とは、人事評価を実施する際の様式となるものをいう。
4. 「評価者研修」とは、評価者に対して人事評価制度の意義・仕組み等の説明会を開催したり、演習形式の研修を行うなど、何らかの形で評価者に対して研修を行うことをいう。
5. 「被評価者への説明」とは、評価者研修の対象者以外の被評価者に対して、人事評価制度の意義・仕組み等の説明会を開催するなど、何らかの形で被評価者に対して説明を行うことをいう。

都道府県の状況

団体名	人事評価の導入 (※1)	うち目標管理型の人事評価を導入済	人事評価制度に関する規程等の整備	標準職務遂行能力の整備	人事評価記録書の整備	評価者研修の実施	被評価者への説明の実施
北海道	○	○	○	×	○	○	○
青森県	○	○	○	×	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	×	×	×	×	×	×
秋田県	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○	○	×	○	○	○
福島県	○	×	×	×	×	○	○
茨城県	○	○	○	×	○	○	○
栃木県	○	○	○	×	○	○	○
群馬県	○	○	○	×	○	○	○
埼玉県	○	○	○	×	○	○	○
千葉県	○	○	○	×	○	○	○
東京都	○	○	○	×	○	○	○
神奈川県	○	○	○	×	○	○	○
新潟県	○	○	×	×	×	○	○
富山県	○	○	○	×	○	○	○
石川県	○	○	○	×	○	○	○
福井県	○	○	○	×	○	○	○
山梨県	○	○	○	×	○	○	○
長野県	○	○	×	○	×	○	○
岐阜県	○	○	○	×	○	○	○
静岡県	○	×	○	×	○	○	○
愛知県	○	○	○	×	○	○	○
三重県	○	○	×	×	×	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	×
京都府	○	○	○	×	○	○	○
大阪府	○	○	○	×	○	○	○
兵庫県	○	○	×	×	×	×	×
奈良県	○	×	○	○	○	○	×
和歌山県	○	○	○	○	○	○	×
鳥取県	○	×	○	○	○	○	○
島根県	○	○	×	○	×	○	○
岡山県	○	○	○	×	○	○	○
広島県	○	○	○	×	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	×	×
香川県	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	×	×	×	×	×	×
高知県	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	×	×	×	×	×	×	×
長崎県	○	○	×	×	×	×	×
熊本県	○	○	×	×	×	×	×
大分県	○	○	○	×	○	○	×
宮崎県	○	○	×	×	×	×	×
鹿児島県	○	○	×	×	×	×	×
沖縄県	○	○	×	×	×	○	○
合計	46	40	33	13	33	38	34

※1 能力評価＋業績評価を実施している団体

指定都市の状況

団体名	人事評価 の導入 (※1)	うち目標管理型 の人事評価を導入済	人事評価制度 に関する規程 等の整備	標準職務 遂行能力 の整備	人事評価 記録書 の整備	評価者 研修 の実施	被評価者 への説明 の実施
札幌市	○	○	○	×	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	×	○	○	○
横浜市	○	○	○	×	○	○	○
川崎市	○	○	○	×	○	○	○
相模原市	○	○	○	×	○	○	○
新潟市	○	○	×	×	○	○	×
静岡市	○	○	×	○	○	○	○
浜松市	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	×	○	○	○
京都市	○	○	○	×	○	○	×
大阪市	○	○	×	×	×	×	×
堺市	○	○	○	×	○	○	○
神戸市	○	○	○	×	○	○	○
岡山市	○	○	○	×	○	○	○
広島市	○	○	○	×	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	○	○	×	×	○	○	○
熊本市	○	○	○	○	○	○	○
合計	20	20	16	6	19	19	17

※1 能力評価＋業績評価を実施している団体

都道府県別 市区町村の状況別の団体数一覧

団体名	団体数	人事評価の導入 (※1)		未導入団体における状況		(参考) (A)+(B)	人事評価制度 に関する規程 等の整備	標準職務 遂行能力 の整備	人事評価 記録書 の整備	評価者研修 の実施	被評価者 への説明 の実施
		(A)	うち目標管理型 の人事評価を導入 済	試行の 実施済 又は 実施中	本格実施 予定時期 (~平成28年度) (※2) (B)						
北海道	178	32 (18.0%)	23 (12.9%)	19 (10.7%)	108 (60.7%)	140 (78.7%)	25 (14.0%)	15 (8.4%)	29 (16.3%)	29 (16.3%)	26 (14.6%)
青森県	40	10 (25.0%)	6 (15.0%)	9 (22.5%)	30 (75.0%)	40 (100.0%)	8 (20.0%)	8 (20.0%)	12 (30.0%)	14 (35.0%)	9 (22.5%)
岩手県	33	8 (24.2%)	4 (12.1%)	3 (9.1%)	22 (66.7%)	30 (90.9%)	3 (9.1%)	3 (9.1%)	4 (12.1%)	7 (21.2%)	5 (15.2%)
宮城県	34	14 (41.2%)	7 (20.6%)	4 (11.8%)	16 (47.1%)	30 (88.2%)	12 (35.3%)	10 (29.4%)	13 (38.2%)	17 (50.0%)	14 (41.2%)
秋田県	25	9 (36.0%)	6 (24.0%)	4 (16.0%)	9 (36.0%)	18 (72.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)	3 (12.0%)	6 (24.0%)	4 (16.0%)
山形県	35	7 (20.0%)	3 (8.6%)	1 (2.9%)	21 (60.0%)	28 (80.0%)	2 (5.7%)	2 (5.7%)	4 (11.4%)	6 (17.1%)	6 (17.1%)
福島県	59	15 (25.4%)	10 (16.9%)	4 (6.8%)	33 (55.9%)	48 (81.4%)	7 (11.9%)	8 (13.6%)	13 (22.0%)	11 (18.6%)	10 (16.9%)
茨城県	44	33 (75.0%)	31 (70.5%)	7 (15.9%)	11 (25.0%)	44 (100.0%)	23 (52.3%)	18 (40.9%)	29 (65.9%)	32 (72.7%)	29 (65.9%)
栃木県	25	19 (76.0%)	13 (52.0%)	2 (8.0%)	6 (24.0%)	25 (100.0%)	12 (48.0%)	9 (36.0%)	14 (56.0%)	15 (60.0%)	13 (52.0%)
群馬県	35	10 (28.6%)	6 (17.1%)	11 (31.4%)	22 (62.9%)	32 (91.4%)	5 (14.3%)	3 (8.6%)	11 (31.4%)	14 (40.0%)	11 (31.4%)
埼玉県	62	40 (64.5%)	32 (51.6%)	11 (17.7%)	18 (29.0%)	58 (93.5%)	23 (37.1%)	21 (33.9%)	31 (50.0%)	39 (62.9%)	33 (53.2%)
千葉県	53	40 (75.5%)	30 (56.6%)	2 (3.8%)	10 (18.9%)	50 (94.3%)	24 (45.3%)	21 (39.6%)	26 (49.1%)	25 (47.2%)	20 (37.7%)
東京都 (市町村)	39	35 (89.7%)	31 (79.5%)	0 (0.0%)	4 (10.3%)	39 (100.0%)	33 (84.6%)	23 (59.0%)	34 (87.2%)	32 (82.1%)	30 (76.9%)
東京都 (特別区)	23	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	18 (78.3%)	4 (17.4%)	18 (78.3%)	20 (87.0%)	13 (56.5%)
神奈川県	30	19 (63.3%)	15 (50.0%)	6 (20.0%)	8 (26.7%)	27 (90.0%)	18 (60.0%)	16 (53.3%)	20 (66.7%)	24 (80.0%)	20 (66.7%)
新潟県	29	16 (55.2%)	11 (37.9%)	3 (10.3%)	12 (41.4%)	28 (96.6%)	12 (41.4%)	8 (27.6%)	11 (37.9%)	15 (51.7%)	13 (44.8%)
富山県	15	9 (60.0%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	15 (100.0%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)	8 (53.3%)	11 (73.3%)	8 (53.3%)
石川県	19	15 (78.9%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	19 (100.0%)	8 (42.1%)	7 (36.8%)	9 (47.4%)	9 (47.4%)	6 (31.6%)
福井県	17	17 (100.0%)	15 (88.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (100.0%)	13 (76.5%)	12 (70.6%)	15 (88.2%)	15 (88.2%)	14 (82.4%)
山梨県	27	15 (55.6%)	11 (40.7%)	4 (14.8%)	12 (44.4%)	27 (100.0%)	8 (29.6%)	5 (18.5%)	8 (29.6%)	10 (37.0%)	10 (37.0%)
長野県	77	46 (59.7%)	35 (45.5%)	1 (1.3%)	24 (31.2%)	70 (90.9%)	26 (33.8%)	25 (32.5%)	31 (40.3%)	31 (40.3%)	31 (40.3%)
岐阜県	42	37 (88.1%)	24 (57.1%)	1 (2.4%)	4 (9.5%)	41 (97.6%)	22 (52.4%)	15 (35.7%)	24 (57.1%)	22 (52.4%)	19 (45.2%)
静岡県	33	21 (63.6%)	14 (42.4%)	4 (12.1%)	12 (36.4%)	33 (100.0%)	13 (39.4%)	15 (45.5%)	18 (54.5%)	18 (54.5%)	12 (36.4%)
愛知県	53	46 (86.8%)	40 (75.5%)	3 (5.7%)	7 (13.2%)	53 (100.0%)	33 (62.3%)	31 (58.5%)	39 (73.6%)	39 (73.6%)	33 (62.3%)
三重県	29	15 (51.7%)	11 (37.9%)	5 (17.2%)	11 (37.9%)	26 (89.7%)	8 (27.6%)	8 (27.6%)	11 (37.9%)	13 (44.8%)	11 (37.9%)
滋賀県	19	11 (57.9%)	10 (52.6%)	2 (10.5%)	7 (36.8%)	18 (94.7%)	6 (31.6%)	7 (36.8%)	9 (47.4%)	11 (57.9%)	10 (52.6%)
京都府	25	15 (60.0%)	12 (48.0%)	5 (20.0%)	9 (36.0%)	24 (96.0%)	5 (20.0%)	9 (36.0%)	10 (40.0%)	15 (60.0%)	10 (40.0%)
大阪府	41	26 (63.4%)	22 (53.7%)	7 (17.1%)	14 (34.1%)	40 (97.6%)	18 (43.9%)	13 (31.7%)	25 (61.0%)	25 (61.0%)	20 (48.8%)
兵庫県	40	36 (90.0%)	30 (75.0%)	1 (2.5%)	3 (7.5%)	39 (97.5%)	23 (57.5%)	18 (45.0%)	25 (62.5%)	26 (65.0%)	20 (50.0%)
奈良県	39	17 (43.6%)	13 (33.3%)	7 (17.9%)	17 (43.6%)	34 (87.2%)	10 (25.6%)	5 (12.8%)	14 (35.9%)	15 (38.5%)	17 (43.6%)
和歌山県	30	17 (56.7%)	11 (36.7%)	3 (10.0%)	12 (40.0%)	29 (96.7%)	8 (26.7%)	7 (23.3%)	10 (33.3%)	12 (40.0%)	10 (33.3%)
鳥取県	19	14 (73.7%)	8 (42.1%)	3 (15.8%)	5 (26.3%)	19 (100.0%)	13 (68.4%)	10 (52.6%)	13 (68.4%)	11 (57.9%)	10 (52.6%)
島根県	19	11 (57.9%)	11 (57.9%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)	17 (89.5%)	4 (21.1%)	6 (31.6%)	6 (31.6%)	8 (42.1%)	8 (42.1%)
岡山県	26	18 (69.2%)	13 (50.0%)	1 (3.8%)	7 (26.9%)	25 (96.2%)	7 (26.9%)	7 (26.9%)	16 (61.5%)	19 (73.1%)	17 (65.4%)
広島県	22	10 (45.5%)	9 (40.9%)	2 (9.1%)	10 (45.5%)	20 (90.9%)	9 (40.9%)	6 (27.3%)	10 (45.5%)	14 (63.6%)	8 (36.4%)
山口県	19	8 (42.1%)	7 (36.8%)	6 (31.6%)	10 (52.6%)	18 (94.7%)	8 (42.1%)	5 (26.3%)	7 (36.8%)	8 (42.1%)	7 (36.8%)
徳島県	24	5 (20.8%)	4 (16.7%)	4 (16.7%)	14 (58.3%)	19 (79.2%)	5 (20.8%)	5 (20.8%)	9 (37.5%)	8 (33.3%)	7 (29.2%)
香川県	17	11 (64.7%)	7 (41.2%)	0 (0.0%)	3 (17.6%)	14 (82.4%)	7 (41.2%)	5 (29.4%)	8 (47.1%)	9 (52.9%)	7 (41.2%)
愛媛県	20	15 (75.0%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	19 (95.0%)	7 (35.0%)	6 (30.0%)	10 (50.0%)	10 (50.0%)	8 (40.0%)
高知県	34	21 (61.8%)	15 (44.1%)	6 (17.6%)	9 (26.5%)	30 (88.2%)	15 (44.1%)	9 (26.5%)	13 (38.2%)	16 (47.1%)	16 (47.1%)
福岡県	58	38 (65.5%)	28 (48.3%)	5 (8.6%)	16 (27.6%)	54 (93.1%)	29 (50.0%)	27 (46.6%)	32 (55.2%)	35 (60.3%)	34 (58.6%)
佐賀県	20	11 (55.0%)	8 (40.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)	18 (90.0%)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	9 (45.0%)	11 (55.0%)	10 (50.0%)
長崎県	21	6 (28.6%)	5 (23.8%)	6 (28.6%)	13 (61.9%)	19 (90.5%)	2 (9.5%)	3 (14.3%)	8 (38.1%)	11 (52.4%)	8 (38.1%)
熊本県	44	22 (50.0%)	10 (22.7%)	6 (13.6%)	15 (34.1%)	37 (84.1%)	12 (27.3%)	11 (25.0%)	14 (31.8%)	18 (40.9%)	13 (29.5%)
大分県	18	9 (50.0%)	6 (33.3%)	2 (11.1%)	6 (33.3%)	15 (83.3%)	4 (22.2%)	5 (27.8%)	6 (33.3%)	7 (38.9%)	7 (38.9%)
宮崎県	26	10 (38.5%)	8 (30.8%)	3 (11.5%)	14 (53.8%)	24 (92.3%)	7 (26.9%)	2 (7.7%)	8 (30.8%)	9 (34.6%)	7 (26.9%)
鹿児島県	43	16 (37.2%)	9 (20.9%)	4 (9.3%)	24 (55.8%)	40 (93.0%)	11 (25.6%)	9 (20.9%)	12 (27.9%)	13 (30.2%)	12 (27.9%)
沖縄県	41	3 (7.3%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	25 (61.0%)	28 (68.3%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)	3 (7.3%)
合計	1,721	901 (52.4%)	667 (38.8%)	182 (10.6%)	660 (38.3%)	1,561 (90.7%)	581 (33.8%)	477 (27.7%)	710 (41.3%)	787 (45.7%)	669 (38.9%)

※1 能力評価+業績評価を実施している団体数

※2 本格実施開始予定時期が「平成27年度中」「平成28年4月1日」「改正地方公務員法附則第3条の規定に基づく経過措置終了後」の団体数